

平成 15 年 度  
包括外部監査の結果報告書に  
添えて提出する意見書  
( 公有財産の管理・運営に関する事務の執行について )

岐 阜 市 包 括 外 部 監 査 人

阪 井 義 孝

## 目 次

	頁
． 公有財産の取得及び処分に関する意見 . . . . .	1
． 未利用地に関する意見 . . . . .	7
． 貸付事務に関する意見 . . . . .	9
． 台帳整備に関する意見 . . . . .	10
． 施設運営に関する意見と行政コスト . . . . .	12

## ・ 公有財産の取得及び処分に関する意見

公有財産の取得（土地）については結果報告書において問題点を述べたが、ここにおいては問題点とはいえないものの、より合理的な土地取得のために参考となると判断される事項を述べることとする。

### （１）岐阜市茜部公民館用地買収事業について

茜部公民館は昭和 50 年の建築で老朽化が進み、敷地及び建物面積は狭小であり、また県道正木岐阜線、市道新所平島線を挟んでいるため、小学校との連携をはかる上で不都合を生じていることや、地域住民要望に的確に対応が出来ず支障をきたしていることから公民館の移転改築の必要性に迫られ用地買収が行われた。



#### 土地の表示

岐阜市茜部新所 4 丁目地内 合計 1,100 m<sup>2</sup>

#### 取得価格

105,500,000 円 （95,500 円/m<sup>2</sup>）

#### 取得価格の検討過程

ア 買収価格	95,500 円/m <sup>2</sup>	
イ 相続税評価額	90,462 円/m <sup>2</sup>	資産税課算定
ウ 比準価格	94,700 円/m <sup>2</sup>	開発指導課算定
エ 鑑定評価額	96,100 円/m <sup>2</sup>	

オ 予算計上額 95,500 円/m<sup>2</sup>

この土地の取得については総金額が1億円を超えているため現在の規程で言えば2件の鑑定評価を求めてその平均価格をもって買収価格の基礎とすべきであるが当時の規程にはそのような取り扱いが定められておらず鑑定評価は1つが求められている。

上記の価格を検討してみると結局予算計上に用いられた価格が買収価格になっており市の担当部署において算定された価格にも一定の合理性があることが伺える。

( 予算計上時の価格算定基礎の計算過程 )

基準地を岐阜市茜部2丁目に求めた。 1 m<sup>2</sup>あたり 137,000 円

137,000 円 × 95.5/100 × 100/112 × 89/100 = 104,000 円

( 時点修正 ) ( 地域格差 ) ( 個性率 )

104,000 円 × 91.83/100 = 95,500 円 ( 平成 12 年 9 月予想 )

しかし現在の規程に基づいて買収総額が1億円以上の場合については機械的に2以上の鑑定評価を求めることとしているのは不必要な場合のあることを示しているのではないであろうか。

上記の複数の価格は平成12年8月22日の市有財産評価委員会において検討され当初の買収価格案においては96,100円/m<sup>2</sup>であったものが諸般の事情を検討した後において95,500円/m<sup>2</sup>に修正されたものである。

このように評価委員会が実質的に機能し、市側においても複数の価格算定を行ったうえで、さらに外部の第三者に専門家としての鑑定評価を依頼し、鑑定評価額を求めている場合には、さらに規定に従って2つ目の鑑定評価を機械的に求める必要は乏しいのではないであろうか。

複数の鑑定評価を求める場合には当然に費用も多額にのぼるし、2つの鑑定評価額が金額的に大きく乖離していた場合においては、その価格の正当性が問題になり市の担当部署において鑑定士が算定した価格を検討し調整する能力が求められる。また現在の規程においては機械的に平均を求めることとされているがこのような足して2で割るような方法で算出された価格が正当な価格として認められるものであろうか。

この土地の買収事例においては複数の算定価格がかなり接近し第三者の鑑定評価額もこれらの価格を追認するような形になっていて、これについて一定の合理性が伺える場合には規程に従って2つ目の鑑定を求めることを強制せず、柔軟に事務を進める方法も検討されて良いのではないであろうか。

## ( 2 ) 土地開発公社の意義について

土地開発公社は政策・財政上でも岐阜市にとって重要な位置を占めており、税金

の適正な支出と公正で能率的な行政の確保が強く求められるところである。

土地開発公社の意義は、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、公共用地公用地等の取得、管理、処分及び工業団地の造成を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することである。地方公共団体が土地を取得する場合には通常議会の承認が必要であるが、公社による場合は、議会の債務負担行為の承認を必要とするものの機敏に土地の取得が可能であり行政需要に迅速に対応できるところにある。

なお資金調達は銀行等の借入金が主体であり岐阜市が債務保証を付している。

しかし、厳しい財政事情の中で土地の有効活用が求められるなか、一般に未利用又は低利用の状況が発生する場合があります。公社の土地の保有状況等を検討する必要性がある。

公社の主な事業概要は以下の通りであるが、岐阜市の場合の土地造成事業は行なっておらず塩漬けとなった工業団地等は幸い存在していない。

公有地取得事業

土地造成事業

監査にあたり注目した点は以下の通りである。

事業遂行の計画性

資産の含み損

資産の長期保有の有無

借入金の返済能力

会計処理の適正性

監査の結果、特段に問題とするべき事務処理は存在していないが、その反面土地開発公社の活動があまりに縮小されているために公社自体の存続が問題となるような状況にあるため、この観点より意見を述べる事としたい。

公社の現在の人員構成は4名であり公社の専属職員としては1名を擁するのみである。このような状況で専門技術的な事業の遂行は困難であり専ら用地買収事業を行っているのみとなっている。

現在、土地開発公社の保有する土地は平成15年3月31日現在全て具体的な利用計画のある用地取得にもとづいたものとなっており、買収当初に比べれば時価の下落は避けられないが特段に問題となる状況ではない。事業用地の先行取得を行うとの性質上、買収後数年を経たものも有るが、5年を超えるような長期に渡るものは無い。

以下に土地開発公社の決算書（平成14年度分）を記載することにする。

(財産目録) 単位：円

資産の部

1 流動資産

現金預金 38,637,515

公有用地 9,281,621,576 (先行取得した土地である)

合計 9,320,259,091

2 固定資産 11,245,000

資産合計 9,331,504,091

負債の部

1 流動負債 70,692,191

2 固定負債

長期借入金 9,211,091,527 (金融機関等からの借入金である)

その他 1,245,000

合計 9,212,336,527

負債合計 9,283,028,718

正味財産 48,475,373 (市の出資金と剰余金)

(損益計算書) 単位：円

事業収益 4,045,811,143 (公有地取得事業収益が大半)

事業原価 4,016,438,955 (公有地取得事業原価のみ)

事業総利益 29,372,188

販売費及び一般管理費 14,294,978

事業利益 15,077,210

事業外収益 26,743

当年度純利益 15,103,953

以上のように財産は土地が大半であり、その資金は金融機関等の借入金である。

損益は先行取得した土地を岐阜市等に売却したことによる収益、原価を中心に人件費や負担金等の経費が発生している。金融機関からの借入金利息は土地の原価に上乗せされるため経費処理をされていない。これは当初からの岐阜市等との買い戻し契約により金利や事務手数料は買い戻し価格に含めるとの取り決めがあるためである。

長期借入金は返済が必要であるが、土地の先行取得に当たって買い戻し契約が締結されているため売却損が発生して債務超過に陥るような心配は無いものと考えられる。

経費面では、人件費は僅かであり公社を今後も活用するのであれば専任者は必要であろう。もっとも公社の活動が縮小されるようなら、公社自体の存続から問い直す必要がある。

金融機関の借入金の金利は平成 15 年 3 月 31 日現在平均して 2.23%となっている。これについては借入金の総額が約 92 億と多額にのぼるためよりいっそうの引き下げの方策を検討するべきであろう。

公社の存続については公社のもつ特質である「地方公共団体が土地を取得する場合には通常議会の承認が必要であるが、公社による場合は、議会の債務負担行為の承認を必要とするものの機敏に土地の取得が可能であり行政需要に迅速に対応できるところにある。」という点を考慮する必要がある。大きな用地取得の場合、市の予算では単年度の事業費で買収できないことが考えられる。このような場合や、これから予定される岐阜市周辺の市町村合併の場合に合併して消滅する市町村の引継ぎ事業の受け皿として、さらに道路建設等により周辺土地の地価上昇が想定される場合の開発型用地取得における一括購入など公社の機動性を活用した用地取得により結果として総事業費が抑制される方法が考えられよう。もちろんこのような便利さは危険性の裏返しであるため十分な情報公開と、合理的な事業計画の検討が不可欠である。

別の面でいえば、今回各種の土地取得を検討して担当の各部署が個別に用地取得を行うことが多く、専門の部署に集約すれば効率的な事務処理が可能ではないかと考えられる場面が多く存在したとの印象を受けた。専門の部署を上記の十分な管理の元で土地開発公社に集約すれば専門知識の集積も事務の定型化、処理規定の明確化等も実現されよう。一度検討しても良い課題ではないかと考えられる。

### ( 3 ) 岐阜市土地評価委員会等の機能について

以上、いろいろな土地の取得に関し意見を述べてきたが最後にそれらのまとめと関連する事項について述べることにする。

用地取得の価格決定の原則は岐阜市土地の取得等に係る価格決定事務処理要綱の第 2 条により岐阜市土地評価委員会の諮問、評定を経て決定される。またこの原則の例外として鑑定評価が必要な場合はその価格によることとされており、この場合は委員会の諮問、評定は必要とされていない。確かに要綱上の定めとしては鑑定評価が取られた場合は例外であるが前記の具体的な用地取得を検討してみると種々の問題もあり鑑定評価の金額だけを持って用地の買収価格と決定することには疑問も残る。要綱の定めとしては金額 1 億円以上の大きいものは鑑定評価を求めるとされており實際上、委員会の開催は金額の小さなものに限られることになる。金額の重要なものは岐阜市としての重要な事業であるからこのような事業にかかわる用地取得は委員会の一段高い見地からの検討が必要ではなからうか。

過去 3 年分の委員会の開催状況をまとめると以下のようになり検討機関として十分機能し得るものと判断される。

#### 土地評価委員会の開催状況

	開催	持回り	合計
平成 12 年度	6 回 19 件	5 回 5 件	11 回 24 件
平成 13 年度	3 回 7 件	3 回 3 件	6 回 10 件
平成 14 年度	3 回 10 件	1 回 1 件	4 回 11 件

以上の委員会の議事録を確認してみると実質的な議論もかなり行われている。価格については地価公示価格に基づく比準価格、相続税評価額、固定資産税路線価に基づく比準価格、鑑定評価額等が比較検討され買収の事情等も考慮されて最終の買収価格が決定されている。このようにして見ると現在の要綱の定めとは異なるが金額の重要なものについては、むしろ市全体の立場から各部署が比較検討し効率性も踏まえた上で用地の取得価格の検討、更には事業自体の進め方の検討を行うべきではないであろうか。市全体の調整機関があれば事業の優先性の検討も可能であろうし場合によっては事業の縮小、中止の検討も可能であろう。

以上のような総合調整機関を整備した上で、今後も継続的に行われる用地取得の専門機関ないし専門部署の設置が必要であろう。

この視点から言えば土地開発公社の意義についても再検討が行われるべきであろう。用地取得を公社にまとめることも検討するべきであろうが、市の特定部署において専門的に用地取得を行い得るなら、公社を利用する意義は特に無い。公社を利用することの可能性を再検討する必要がある。公社による機動的な用地取得は確かに利便性があるが、市の会計の外に多額の借入金と不良土地を抱え込む危険性は十分に注意すべきであり、借入金に係る金利負担の軽減も十分に検討するべきである。このように外部からは見えにくいため公社の買収、保有する土地については問題意識を感じない可能性がありこれを防止するために、一部の地方公共団体が独自に行っている土地開発公社保有土地の時価調査や連結バランスシートの作成・公表は土地開発公社しいては岐阜市全体の健全化のために有用なツールになりうるものとする。



## ・ 未利用地に関する意見

### ( 1 ) 未利用地の把握及び規程の整備について

毎年各所管室より未利用地の報告はされているが、結果報告書に記載したとおり、売却が困難な物件については、一部報告漏れとなっていたものが見受けられた。しかし、未利用地として優先して現状把握・今後の予定を検討すべきものは、処分の困難性・処分まで長期間を要することから、むしろ売却可能物件よりも売却可能な状態となっていない土地と考えられる。その観点からは、全ての未利用地について網羅的に報告を受ける必要があると考える。

なお全ての未利用地が報告されない原因の1つとしては、未利用地についての処分方針・取扱いについての一連の具体的な規程がないことが考えられる。

未利用地の早期把握・早期有効活用・早期処分を図るためにも、規程を設けたらどうであろうか。

### ( 2 ) 現状の未利用地について

原則として市が土地を取得する際には何らかの目的を持って取得するはずであるが、結果的にその目的に供することができずに未利用地となってしまったものが見受けられる。

未利用地を保有することの弊害は様々あるが、主なものとしては下記のもの挙げられる。

#### ・ 有効活用機会の喪失

仮に未利用地に投入されている財産を他の有益な目的に利用されていれば、市民の満足度は高くなると思われるが、その機会を逸している。

未利用地とは文字通り遊んでいる資産であり、市民にとっては何ら効用はないが、当該土地を何らかの形で活用（需要の高い施設を建設するなど）することにより市民の満足度は高まる。

#### ・ 維持・管理費用

土地を保有することにより、維持・管理費用が必要となってくる。例えば、1件あたりの金額は大きいものではないが、草刈等の管理が必要になってくる。

#### ・ 固定資産税

市が保有することにより当該土地からの固定資産税収入がなくなる。仮に他者が当該土地を所有すれば、その土地にかかる固定資産税が市に納入されるはずである。その機会を逸しているという点で、市の財政にとってはマイナスである。

#### ・ 時価下落のリスク

ここ数十年の傾向として未利用地を長期間保有することは土地の時価が下

落し、結果的に将来売却時に多額の売却損が発生するリスクを伴う。原則として市は、将来当該土地を売却する意図をもって取得することはないが、何らかの理由によりやむをえず売却処分しなければならなくなる場合がある。そのときに取得価額を大幅に下回る価額でしか売却できない可能性が生じてくる。

実際に結果報告書に記載したとおり未利用地の多くは現在の時価が取得価額に比べて下落しているが、工事完了後に速やかに売却を実施すればこのような含み損を抱えることが回避できたものと推定される。

将来の予測が完璧に行なえない以上、未利用地が生ずるのはやむを得ない面もあるが、少なくとも上記の弊害があるという面からは問題がある。したがって取得時においてはできる限り正確な予測が必要となる。

また、発生してしまった未利用地については、何らかのアクション（例えば売却処理する、市民のニーズに応じて何らかの市の施設に利用する、または市民からの要望があれば貸付けるなど）を起こす必要がある。地価が下落しつづけている昨今の状況下ではもっと早く行動していれば、土地の含み損の拡大が防げたのではと思われる物件があるからである。特に直接に必要な無い土地は最近の地価下落時においては含み損発生元凶となる可能性が高く、各部署において所管する保有土地を定期的に洗い出し、直接に使用目的の無いものは早期の売却等を検討するべきである。

厳しい財政状況等の観点から、未利用地処分に対する、より積極的な姿勢を含め、未利用地処分体制の見直しを検討する必要があるのではないだろうか。

### （３）未利用地に関するディスクロージャーについて

現在市が保有する資産の含み損にかかる情報は一切公表されていない。既に何らかの行政サービスに使用されており今後も売却する可能性が低いものは必要ないが、未利用地のように売却処分する可能性があるものについては、含み損等の情報を市民に公表することにより、未利用地の長期保有に対する牽制となり、早期処分（もしくは有効活用）を促進させる効果があると考えられる。

## 貸付事務に関する意見

現状では一覧性のある貸付資産台帳が作成されていないため、貸付けている土地・建物等を一元的に把握するためには物件ごとの台帳を1件ずつ調べていかなければならず、困難である。

本来公共の用に供すべき市有財産を貸付けることは、社会公共の利益のためになされる必要があると考える。したがって貸付中の財産について実際の使用状況等の現状を把握しておく必要がある。また貸付財産を把握することは、財産の適切な管理運営、適正な賃借料収受の有無等の判断を可能とするという観点からも重要な手続と考える。

このような貸付中の公有財産については、別途貸付台帳を作成するかまたは電算上データベース化された台帳上で常時把握できるようにすべきである。

## 台帳整備に関する意見

岐阜市の台帳は、建物については紙面であり物件ごとに構造・用途・面積・建築期日・建築価額が記載されている。ただし、台帳は適切な資産管理という観点ではなく、建物総合損害共済への加入のための基礎資料という位置付けで作成されているため、共済への加入が妥当でない少額資産等については作成されていない。また土地については従来は紙面の台帳であったが、現在は電算化されている。

岐阜市公有財産規則第8条では、台帳を作成する旨が定められているが、規定及び記載例を見る限り、土地のみ台帳作成を要し、建物については明確な規定がないため、上述のとおり、建物総合損害共済に加入する建物のみ任意で台帳が作成されている。

しかし台帳を作成する理由は、重要な財産の現況及び取得からの経緯等を明確に把握し、適切な管理を可能とすることであるため、土地のみならず建物についても当然作成すべきであり、財産規則上にその旨を明記することが望ましいと考える。今後は公有財産台帳に基づいて資産計上を行なう「積上げ式」の貸借対照表の作成が求められる方向にあり、保有建物等の把握が不可欠になることから適切な台帳作成は必要と考える。

(現在岐阜市が作成している貸借対照表は「総務省方式」と呼ばれる作成方法に基づいて作成されている。これは、基準年以降の決算統計の数値を活用して貸借対照表を作成する方式であるが、この方法では、貸借対照表に計上される資産は、単なる数値の集計であり、内訳を把握することが不可能であるという点で問題がある。したがって、今後は公有財産台帳に基づいて資産計上していく「積上げ方式」による貸借対照表の作成が望まれる。)

また現状では、資産を保有する各所管室から取得又は処分の報告を受けて、随時台帳を整備しているのに対して、公有財産に関する調書は年度末に一括して報告を受けて作成し、かつ台帳との照合は行なわれていないため、報告漏れ等がある場合には台帳と差異が生じてしまうこととなる。

そのため、公有財産に関する調書は信頼性が乏しくなるのみならず、台帳とは別個に作成を要し、手間が余計にかかっている。公有財産に関する調書は台帳より作成すべきである。

結果的に現物・台帳・公有財産に関する調書は常に一致しておく必要がある。

一度現物と台帳とを整合させるために現場視察等の手続が必要と思われるが、現在管財室では実質的には2人で作業をしており、日常業務を行いつつ、台帳の整備や公有財産に関する調書を作成することは時間的・手間的に困難と思われる。したがって、特別のプロジェクトチームを結成して、台帳整備を行うことが妥当と思われる。

また、現状の公有財産に関する調書上、土地と建物の面積の増減及び期末残高は把握できるが、取得価額・売却価額・除売却損益等の金額情報は一切記載されていない。

効率的な取得・売却がなされたかを把握するためにも金額情報は重要であり、収入役への報告対象に加えることが望ましいと考える。

さらに理想的には業務効率のために、現在手書の台帳をデータベースソフトウェア等で管理し、そのデータをもとに公有財産に関する調書及び建物総合損害共済委託申込承認明細書を作成できるようにするのが望ましい。

・ 施設運営に関する意見と行政コストについて

1. 行政コストについて

(1) 行政コストの重要性

市が運営するコミュニティセンター、歴史博物館、科学館の活動は、その性格上将来の世代も利用できる資産の形成だけでなく、人的サービスや給付サービスなど、資産の形成につながらない該年度の行政サービスが大きな比重を占める。従って、行政サービスの提供のために、これらの施設運営活動がどのように行われたかを把握することは重要である。

したがって、コスト(資源の消費)はこれらの施設の活動が実施されたことを示す指標といえる。

(2) 行政コストの範囲

行政コストの範囲は、当該年度の住民に提供した行政サービスに要する費用のうち、資産形成につながる支出を除いた現金支出としての人件費、物件費、委託費のほか資金支出を伴わない減価償却費を加える。

(3) 行政コストの区分

行政コストは

人にかかるコスト

物にかかるコスト

移転的なコスト

その他

に区分し、使用料等「人にかかるコスト」は人件費を計上する。退職給与引当金は算定に困難性があり、除くこととした。「物にかかるコスト」のうち減価償却費については、建物及び建物付属設備、構築物の耐用年数を決定し、取得年月日より定額法により償却する。耐用年数は法人税法「減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数」を適用し、残存価額は10%である。「移転的なコスト」とは、施設が第三者を経由して行政サービスを提供したときに、施設が補助金、助成金等の形態で第三者に出捐したコストである。「その他」には公債費など上記の3分類に該当しなかったものをいう。

## 2. コミュニティセンターの運営に関する意見と行政コスト

### (1) 運営状況

コミュニティセンターは、平成 14 年度現在利用者数で見ると、平成 13 年度には減少したもののその後持ち直し、平成 12 年度の 54 万人に回復している。北部コミュニティセンターは 11 万人を超えており、現在北東部コミュニティセンターも新たな建設が予定されている。このことは、市民生活が経済社会の発展とともに、物質的な豊かさは達成されてきた反面、地域社会への関心の低下や連帯感の弱まりなど心のふれあいや交わりの場が少なくなった結果、心の豊かさが求められ、より豊かな生活領域を創り出す必要性が生じた。この必要性に合致した生活環境の改善や人間回復の場として、また生涯学習の場として、地域住民が主体となって集い話し合う、開かれた場所として多くの市民が利用できる施設としての役割を担うものの一つとしてコミュニティセンターが存在している。一方、問題点としては、施設の老朽化に伴い、修繕費がかさむであろうことが考えられる。又、使いやすい施設としての整備拡充が必要であり、そのための資金の支出も予定しておかなければならない。

### (2) 行政コスト計算

この計算では、本会計に含まれている使用料収入（雑収入）を売上に計上する。この運営委員会の活動を支えている施設そのもののコスト計算には、施設を貸出するときの収入も考慮すべきである。又、支出面では駐車場を借りている場合、その賃借料は施設として負担すべきものと考えられるべきであるのでこれを算入する。

一方、施設の中には併設施設がいくつかあり、その部分は面積比にしてすべての費用を換算することにした。

収入については委託料が市よりコミュニティセンターに対して一年分の金額を見積もって支払われる。これを収入源として委託業務が運営される。そうであれば、この委託料は収入に計上すると、委託業務のコストがあたかも存在しないような印象を与える。行政コストをより正確に表現するためには、委託料収入を加えない方がよいと考える。以下コスト計算を行った。

(単位：千円)

コスト区分 \ 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
. 人にかかるコスト					
人 件 費	57,618	58,050	57,251	56,116	57,488
. 物にかかるコスト					
物 件 費	55,612	53,107	53,898	56,043	55,207
減価償却費	51,806	51,807	51,806	51,807	51,807
賃 借 料	71,122	71,122	71,122	69,671	66,318
. 移転的コスト					
. その他					
A 支 出 計	236,158	234,086	234,077	233,637	230,820
B 収入 (雑収入)	8,809	9,120	9,432	8,509	10,214
(A - B) 収 支 差 額	227,349	224,966	224,645	225,128	220,606
C 利 用 者 数	507,493 人	532,359 人	541,677 人	516,490 人	540,913 人
(A - B) ÷ C	448 円/人	423 円/人	415 円/人	436 円/人	408 円/人

この表の最下欄は (A - B) ÷ C つまり、利用者 1 人あたりの行政負担コストが示される。平成 14 年度は過去 5 年間で最低値を記録しており、現在のところ、利用者の要求にはこたえており、これからも要求をくみ上げていける努力を怠らないことが必要である。



### 3. 岐阜市歴史博物館の運営に関する意見と行政コスト

#### (1) 利用者数減少の改善について

全国的に文化的要求が多様化し、それに応えるさまざまな施設事業が提供される中で、国民がより良質なものを厳しく選択する傾向がある。現代の社会においては、歴史博物館は歴史を学ぶ生涯学習施設として受け止められており、日常経験できない全国的・国際的な歴史文化遺産に接して楽しもうとする市民の欲求が存在すると考えられる。一方、岐阜市の状況を見ると、高齢者率が上昇し、また、学校の総合学習や週5日制が拡大推進される中で、市民に生涯学習の機会を提供する事業として位置付けすることができる。

しかし、日本経済の構造的不況及び全国的な博物館の入館者減少により、歴史博物館も入館者数が大幅に減少している。

問題点として挙げられることは、常設展示においては展示設備が老朽化し、展示方法も固着化したイメージがある点が挙げられる。この点については、抜本的な展示改装計画が必要である。また、博物館の展示を受動的に眺めるだけでなく、実際に触れたり、機器を自分で操作したりする体験型の利用への欲求も強まっている点も注目する必要がある。

具体的に歴史博物館では各時代を均等に扱う現在の歴史展示全体にメリハリをつけ、道三、信長らが活躍した戦国時代へタイムスリップができるように配慮するなど、体験学習的な展示を行う計画が構想されているようである。加えて岐阜城ほか、周辺の史跡と関連づけた市民、観光客の利用増もはかる必要はある。

一方、加藤栄三・東一記念美術館にあっても、両画伯のみならず広く郷土作家の作品を紹介する場として必要であると思われる。

具体的には、購入等による館蔵品の充実に努め、両画伯の作品を常時入れ替え、展示する一方で、郷土作家にも光をあて、展示を行うことも考える必要がある。

#### (2) 行政コスト計算

この博物館では、委託事業ではないので、収入はそのまま計上する。人にかかるコストは人件費を計上し、物にかかるコストについては需用費、役務費、委託料、減価償却費を計上した。歴史博物館の場合、平成14年度はここ5年間のうち最も利用者数が減少しており、一人あたり行政コストも3千円台でほぼ推移していたものが5千円台へと増加したものである。

博物館の利用者数は全国的にも減少傾向にあり、今後は利用者減少の原因をつかみ、利用者数増加を図るよう検討すべきである。

(単位：千円)

コスト区分 \ 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
. 人にかかるコスト					
人件費	147,140	137,822	138,715	141,210	134,942
. 物にかかるコスト					
需用費	105,535	101,056	102,246	100,194	90,509
役務費	4,564	4,328	4,838	4,310	3,750
委託料	126,239	123,052	123,544	123,781	125,318
減価償却費	31,141	31,141	31,141	31,141	31,141
. 移転的成本	99	97	2,259	100	91
. その他					
行政コスト計( ~ )	414,718	397,496	402,743	400,736	385,751
収入項目(使用料・手数料等)	33,154	42,353	37,147	34,274	22,513
行政コスト	381,564	355,143	365,596	366,462	363,238
利用者数(人)	94,838	113,926	104,371	101,885	69,186
一人あたりコスト	4,023 円/人	3,117 円/人	3,503 円/人	3,597 円/人	5,250 円/人

需用費には使用料及び賃借料、備品購入費などを含む。

#### 4. 岐阜市科学館の運営に関する意見と行政コスト

##### (1) 利用率の改善について

全国各地に科学技術体験、自然体験できる施設はたくさんある。多くの館が景気の悪化、同様の施設の乱立によって、来館者は減少している。また、展示物更新等には多額の費用がかかるため、新規導入は困難な状況にある。

岐阜市の場合、昭和 55 年当時、科学館の展示は最新の科学技術の展示であった。プラネタリウム番組制作にも多くの予算を獲得することができた。しかし、時々刻々と進む科学技術の進歩に追いつけず、展示物の中には時代にそぐわないものも出てきた。この対策として市は、現在毎年数点ずつ展示物更新を行うことによって時代に合ったものとする努力を行っている。プラネタリウム番組の更新も平成 12 年度より予算化して毎年更新している。今後とも市民の認知度を高め、来館者が満足できる体験を提供していく必要がある。ここで考えられる来館者増加策は、時代にそぐわない展示の更新やプラネタリウムの新番組を導入していくことだと考えられる。つまり、科学技術の進歩や自然のすばらしさを感じることでできる展示物の更新やプラネタリウム新番組導入等によってリラクゼーションタイムを提供することが必要である。

問題点としては、プラネタリウムも昭和 63 年 11 月から投映を開始し、設備も古くなっており、個々の作品のもつ映像効果を十分に体験してもらうため映像設備をオーバーホールする費用がかかることである。

広い視点から考えると、近隣公共施設、集積する商業施設、自治会等とスクラムを組み「世界文化村ぎふ」として村内の共同意識、連帯感を高め集客力の増加に努める必要もある。具体的には、県美術館、県図書館との連携を取ることである。バスもふれあい会館から、これらの施設をめぐって西岐阜駅へ到るものができたことが、この文化村ぎふの考え方をより推し進めることになると思う。

##### (2) 行政コスト計算

科学館も歴史博物館同様の考え方で計算できる。ところで、一人あたりコストは昨年一昨年と比べ増加している。具体的には平成 11 年度のレベルまでコストが上昇している。

(単位：千円)

コスト区分 \ 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
. 人にかかるコスト					
人件費	95,887	97,307	94,241	94,476	95,791
. 物にかかるコスト					
需用費	39,598	34,615	56,038	50,982	64,859
役務費	1,323	1,050	1,204	1,437	1,571
委託料	47,447	68,024	43,003	49,747	77,069
減価償却費	16,094	16,094	16,094	16,094	16,094
. 移転的成本	2,519	1,563	1,685	1,702	1,591
. その他					
行政コスト計( ~ )	202,868	218,653	212,265	214,438	256,975
収入項目(使用料・手数料等)	29,886	23,828	28,119	24,889	42,259
行政コスト	172,982	194,825	184,146	189,549	214,716
利用者数(人)	103,796	88,616	86,469	101,883	97,914
一人あたりコスト	1,667 円/人	2,199 円/人	2,130 円/人	1,860 円/人	2,193 円/人

以 上